

衆議院 議院運営委員会 議録 第十七号

昭和六十三年十一月十六日(水曜日)

午後一時三分開議(衆議院規則第六十七條の二による)

出席委員

委員長 三塚 博君
理事 村岡 兼造君
理事 桜井 新君
理事 大島 理森君
理事 阿部末吉男君
理事 中野 寛成君
理事 井上 喜一君
理事 江口 一雄君
理事 鴻池 祥肇君
理事 中山 成彬君
理事 三原 朝彦君
理事 田口 健二君
理事 森本 晃司君
理事 東中 光雄君

原 健三郎君
多賀谷真稔君
弥富啓之助君
上田 章君
副議長 長
事務局長 長
法制局長 上田 章君

委員外の出席者

石渡 照久君
川崎 二郎君
自見庄三郎君
二田 孝治君
石橋 大吉君
井上 和久君
木下敬之助君

本日の会議に付した案件
議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件
本日の本会議の議事等に関する件

○三塚委員長

これより会議を開きます。先ほど来、日本社会党・護憲共同、日本共産党・革新共同の各委員に出席を要請いたしておりますが、いまだ出席がありません。やむを得ず議事を

第一類第十七号 議院運営委員会議録第十七号

昭和六十三年十一月十六日

進めます。

まず、本日の議事日程第一ないし第十一は、これを延期するに御異議ありませんか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○三塚委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○三塚委員長 次に、本日の議事日程第十二、第十三及び第十五の各案に対し、自由民主党の渡辺美智雄君外一名から修正案が提出されております。右各修正案の趣旨弁明は、提出者の野田毅君が行うことになっております。

○三塚委員長 次に、本日の議事日程第十二、第十三及び第十五の各案並びに右に対する各修正案、また、第十四、第十六及び第十七の各案に対し、公明党・国民会議の宮地正介君、民社党・民主連合の安倍基雄君から、それぞれ質疑の通告があります。

質疑時間は、おのおの十五分以内とするに御異議ありませんか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○三塚委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、質疑者の要求大臣は、お手元の印刷物のとおりであります。

日程第十二 税制改革法案(内閣提出)(修正)

日程第十三 所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)(修正)

日程第十四 消費税法案(内閣提出)(修正)

日程第十五 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)(修正)

日程第十六 消費費と税法案(内閣提出)

日程第十七 地方交付税法の一部を改正する

法律案(内閣提出)

一、税制問題等に関する調査特別委員長の報告

二、日程第十二に対する修正案(渡辺美智雄君外一名提出)

三、日程第十三に対する修正案(渡辺美智雄君外一名提出)

四、日程第十五に対する修正案(渡辺美智雄君外一名提出)

五、修正案趣旨弁明 野田 毅君(自)

六、質疑通告 宮地 正介君(公) 安倍 基雄君(民)

○三塚委員長 次に、本日の議事日程第十二、第十三及び第十五の各案並びに右に対する各修正案、また、第十四、第十六及び第十七の各案に対し、自由民主党の羽田孜君、公明党・国民会議の小谷輝二君、民社党・民主連合の米沢隆君から、それぞれ討論の通告があります。

討論時間は、おのおの十分以内とするに御異議ありませんか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○三塚委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○三塚委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○弥富事務総長 まず最初に、動議によりまして、日程第一ないし第十一を延期することになります。

次に、ちょっと複雑でございますので添付の資料をごらんの上お聞き取りを願いたいと存じます。

が、日程第十二ないし第十七につきまして、海部税制問題等に関する調査特別委員会議事の報告がございませぬ。

次いで、日程第十二、第十三及び第十五に対する三修正案について、提出者の野田さんから趣旨弁明がございませぬ。次いで公明党の宮地さん、民社党の安倍さんの質疑が行われます。次いで日程第十三に対する修正案について、国会法第五十七條の三の規定によりまして内閣の意見を聴取することになります。宮澤大蔵大臣の発言がございませぬ。それが済みますと、公明党の小谷さん、自民党の羽田さん、民社党の米沢さんの順序で討論が行われます。

次いで、採決に入りますが、採決は八回になります。一回目は、日程第十二に対する修正案について採決をし、二回目は、ただいまの議決部分を除く他の部分について採決いたします。三回目は、日程第十三に対する修正案を採決して、四回目は、同じくただいまの議決部分を除く他の部分につき採決いたします。なお、日程第十三の議決の結果、条項の整理を要する場合は、議長に一任願うこととお諮りすることになります。それから五回目は、日程第十四につき採決いたします。六回目は、日程第十五に対する修正案について採決をし、七回目は、ただいまの議決部分を除く他の部分につき採決いたします。最後の八回目に、日程第十六及び第十七を一括して採決するということになります。

本日の議事は、以上でございます。

議事日程 第十三号

昭和六十三年十一月十六日

午前一時開議

第一 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和六十年度一般会計歳入歳出決算
昭和六十年度特別会計歳入歳出決算
昭和六十年度国税収納金整理資金受払
計算書

昭和六十年度政府関係機関決算書
昭和六十年度国有財産増減及び現在額
総計算書

昭和六十年度国有財産無償貸付状況総
計算書
昭和六十年度国有財産無償貸付状況総
計算書

畜産物の価格安定等に関する法律の一
部を改正する法律案(内閣提出)
肉用子牛生産安定等特別措置法案(内
閣提出)

遊漁船業の適正化に関する法律案(農
林水産委員長提出)

行政機関の保有する電子計算機処理に
係る個人情報保護に関する法律案
(第百十二回国会、内閣提出)

統計法及び統計報告調整法の一部を改
正する法律案(第百十二回国会、内閣
提出)

行政機関の休日に関する法律案(内閣
提出)

一般職の職員の給与等に関する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出)

税制改革法案(内閣提出)

所得税法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)

消費税法案(内閣提出)

地方税法の一部を改正する法律案(内
閣提出)

消費譲与税法案(内閣提出)

地方交付税法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○三塚委員長 それでは、本日の本会議は、午後
一時二十分予鈴、午後一時三十分から開会いたし
ます。
この際、暫時休憩いたします。

午後一時七分休憩

午後五時開議

○三塚委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

まず、議院における証人の宣誓及び証言等に関
する法律の一部改正の件についてであります。御
案内のとおり、本件は長年の懸案事項でござい
ました。このたび、自由民主党から起草案が先ほ
どの理事會に提示されました。その内容につい
て、村岡兼道君から御説明願います。

○村岡委員 自由民主党で取りまとめました議院
証言法の改正案につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、証人が疾病その他の理由により議
院に出頭することが困難な場合、特に必要なとき
に限り、議院外で証人尋問を行えるようにしよう
とするものであります。

第二に、証人を喚問するに当たっては、国内に
ある者については五日、外国にある者については
十日前までに、あらかじめ証言を求め事項等を
通知するようにしようとするものであります。

第三に、証人は許可を得て、補佐人(原則とし
て弁護士)を選任することができるようにするも
のであります。

第四に、証人に対して宣誓前に、宣誓拒絶、証
言拒絶の権利及び罰、偽証の罰を告知しなければ
ならないものとするものであります。

第五に、宣誓及び証言拒絶権等に関する民事訴
訟法の準用を改め、刑事訴訟法等に準じた規定を
設けようとするものであります。

第六に、証言を求め事項と無関係な尋問、威
嚇的または侮辱的な尋問等と認めるときは、尋問
事項を制限することができるようにしようとする
ものであります。

第七に、証人に対する尋問中の撮影は、許可し
ないことにしようとするものであります。

第八に、偽証罪等の告発をするには、出席委員

の三分の二以上の多数による議決を要するよう
にしようとするものであります。

その他、証人等の被害給付及び証人威迫に対す
る処罰規定を設けようとするものであります。

なお、本案は、公布の日から起算して二十日を
経過した日から施行することとし、あわせてその
他所要の規定の整備を行おうとするものでありま
す。

以上であります。

何とぞ、委員会提出の法律案として決定される
ようお願い申し上げます。

○三塚委員長 それでは、御協議願います。
清水勇君。

○清水委員 日本社会党・護憲共同を代表して、
意見を申し上げます。

今こちらにおられる原議長がロッキード特別委
員長であった昭和五十二年三月二十四日、第八十
国会の折に議院証言法の改正について議院運営委
員長に申し入れがあつて以来、今日まで十一年を
数えるわけでございますが、この間、専門家のそ
ろろ法務委員会に小委員会を設けて、約三年間に
わたつて審議が行われる、その後議會制度協議會
に小委員会を設置して、二年余にわたり実に十九
回の會議を重ね、こういう長い改正に向けての
協議が重ねられたにもかかわらず、残念ながら、
六項目については合意を見ましたけれども、四項
目についてはついに合意を見るに至らない、こう
いうことで、御承知のように議院証言法改正問題
がデッドロックに乗り上げていた。

その間しばしば証人喚問問題が大きな話題にな
り、あるいは重要な案件になっていたわけであり
ますけれども、しばしば与党自民党が現行法のも
とでは証人喚問には応じられない、こういうこと
があつて、必要な証人の喚問ができないことに

遺憾な事態が久しく続いたわけでありました。実は
今、自民党村岡兼道理事からかなり前向きな、ま
た過去において社会党を初め各野党が強く主張を
し、しかし自民党が残念ながら賛同をされなかつ
た、そういう項目について一歩踏み込んだ判断
をなすつて、ここに一つの改正をめぐる具体的
提案をされた。このことについては前向きに受け
とめてまいりたい、こういうふうな思いです。

さてそこで、そういう上立つて、今御指摘の
幾つかの点がございました。既に合意を見ている
項目については、重複をして申し上げることは
いたしません。ただ、たまたま合意を見ざる点で長
い懸案事項になっていたそうした項目につい
て、条文を引用しながら若干の意見を申し上げ
てみたいと思つております。

まず、尋問事項の制限というものをめぐつてど
うしても合意が得られなかつたわけでありませ
んが、この点については、自民党が最終的には、議
事整理権の範囲で委員長なら委員長の適切な運営
をもつて処理をすることが望ましいのではない
か、こういうかねてからの野党側の主張に沿う
て、このたび新たに第五条の二を提案をされたこ
とについては、私も同意をいたします。

ただこの際に、将来にわたつて要望申し上げ
てまいりたい点は、この中で一応例示をされてお
ります事項について誤りのないよう適切な運営が
図られるよう法律改正後万全を期していただく、
この点は特に強く要望をし、注文をつけておきた
いというふうな思ふ次第でございます。例えば威
嚇的とか例えば侮辱的とかということがございま
すが、そういう点についてひとつ適切な運営が
図られるように申し上げておきたいと思つていま
す。次に、第五条の三にかかわることでございます
が、これも随分長い間不一致の点でございま
した。つまり、委員会は原則公開で運営をされ
るに、証人尋問中は例えばカメラの撮影を認
めない。このことをめぐつて公開の原則と相矛盾
をするのでないか、こういうような議論が随分
あつたわけでありましたが、この点は、本日の提案

では尋問中の撮影についてはこれを許可しない。不満であります。率直に申し上げて、賛成しにくい提案でございます。

ただし、率直に申し上げて、将来にわたって証人の喚問、これを残念ながら時に必要とする場合が起こるかもしれない。その場合に、常に現行証言法というものが壁になって証人の喚問というものが拒まれる、実現を見ない、こういうことで終始をいたしますと、国政調査権という機能の發揮に支障を来すということを残念ながら予想をせざるを得ないわけでありまして、頭振りを始め、その他の面については完全公開制というものを厳守する、いささかも国民の知る権利を失わせてはならない、また報道する側の報道の自由というものを束縛してはならない、こういう点を大前提にしながら、この際、不満ではありませんが、すべてについて野党側の主張に与党はこたえよ、こういうことも言い切れない一面もあるわけでございますから、一〇かゼロではなくして、問題の四項目のうち三項目について自民党側の譲歩が示された、こういう点に配慮しながら、この点は申し上げたとおり不満でありますけれども、これを肯定をいたしたい、こういうふうにする次第でございます。

なお申し上げたい点はありますけれども、貴重な時間でありまして以上以上の点だけを申し上げて、日本社会党・護憲共同としても本改正案には賛成であるということを表示をいたしたいと思います。

○三塚委員長 鳥居一雄君。
○鳥居委員 公明党の鳥居一雄です。

今回証言法の改正作業に着手いたしましたのは、リクルート調査特別委員会を受け皿といたしましたので、証人喚問を実現しなければならぬ、こういう前提で作業が始まったわけでありまして、長年の経過の中で、六項目の合意点、四項目の相違点、これら対立点のまま今日に至ったわけでありまして、与野党間の協議によりまして、十分ながら我々として一定の評価ができる、そう

いう結果ができたわけでありまして。したがって、二十一日証人喚問、これはこの協議の結果を踏まえて十分実現することができた、このように評価をいたしております。この改正点につきましては賛成であります。

○三塚委員長 中野寛成君。
○中野委員 民主党・民主連合を代表して、一言意見を申し添えたいと思っております。

結論から申し上げますと、今回の改正の提案に対して賛成であります。今日まで、ややもいたしませんが、証人喚問が必要なきに証言法が十分整備されていないことを理由にして実現をしないことは極めて残念でなりません。今回も、本来リクルート問題について八月時点、あの問題が表面化した時点で早速関係者を招致し、証人喚問をいたしたかつたわけでありまして、その申し入れをしたわけでありまして、しかし、議院証言法が現行法では不備であるという理由で今日まで実現を見てこなかったわけでありまして、私も現行法でできるという気持ちで強く持ち、申し入れをしたわけでありまして、私どもと、議院証言法の改正作業に入りますと、その改正ができるまでは証人喚問はできないなどというふうな口実に使われてはならぬという警戒感がある。野党サイドにもどうしても働くといいふうなことから、結局この問題は抜き差しならない状況が続いてまいりました。

しかし、私も先般民社党・民主連合として自民党さんに非公式にあえて申し入れたわけでございますけれども、やはり現行法でどうしてできないかという点で、急がば回れでございます。早くこの議院証言法を改正する作業に入らなければ、野党の皆さんの中にもちゅうちよするお気持ちをお持ちの党もございましたけれども、あえて私どもは決断をして申し入れ、今日に至ったと思っております。そういう意味で、また折も折リクルート問題特別委員会において、江副氏外二名、合計三名の証人喚問が来る二十一日に行われるこ

とが決定を見ましたが、これもこの議院証言法改正の動きと合わせてのことでございます。やつと真相解明への大きな一歩を踏み出すことができたと、こういう気持ちでいるわけでありまして、改正内容につきましては、先ほど来る触れられておりますので、重ねては申し上げます。ただ、撮影の問題につきましては、私も大変不満であります。しかし、冒頭の撮影や、また録音、放送をしてもたまたま等をもつての取材等々、撮影以外はすべて公開されるわけでありまして、そこを了として、とりあえずはこの改正でまずスタートをするという考えをもつて了解をいたしたい、こう思う次第であります。

他の面につきましても、真相解明と人権擁護とがうまくマッチして、両々相まって今後この議院証言法が的確に運営されることを願いながら、私どもも意見表明とさせていただきますと思っております。

○三塚委員長 東中光雄君。
○東中委員 日本共産党・革新共同を代表して、議院証言法の改正についての意見を申し上げます。

今自民党の村岡委員から御提案のあった内容についてありますが、まず、院外証人専門の問題、それから尋問事項等の通知の問題、それから補佐人に関して、「補佐人は、証人の求めに応じ、宣誓及び証言の拒絶に関する事項に限り、助言することができる」という趣旨の補佐人に関する問題、それから証言拒絶権等の告知の問題、それから証言拒絶権等の内容の問題、それから尋問事項の制限の問題、証人等の被害についての給付の問題等々につきましては、この十年來いろいろ議論がなされてきて、与野党間で基本的に一致をし、そして現にダグラス・グラマン事件のときには、条文はないけれどもこの方式を事実上実施してきたものばかりであります。改めて法文を変えなければいけませんけれども、このことについてはよくわかりませんが、このことについては必要

はないと思っております。しかし、重要な問題点がありました。尋問事項の制限について、これが当初自民党案では列挙をされまして、刑事訴訟規則に準じたあらゆる形の制限事項がありました。裁判ではなくて国会の議員の質問としては、そういう規定を設けることはふさわしくないということが与野党の対立の論点であったわけでありまして、今出されましたのは、その点について正当な委員長の議事整理権の問題として書かれておりますので、私どもはこれはいいいことであるというふうな考えをしております。そうして異議申し立てをなくしたということについては、当然のことながら非常にいいことだと思っております。

告発要件の加重については二点あります。証人の偽証告発等の告発は、「出席委員の三分の二以上の多数による議決を要する」という規定を設けようということでありまして、この規定自体で、議院、本会議での告発は二分の一でできるのに、委員会での告発を三分の二とするというのは一つ大きな矛盾であります。憲法五十六条の二項は、「両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決す」というふうな書かれています。憲法改正の議案、議員の除名を除いて、議事は過半数で決すこととした、これが憲法上の規定であります。八二年の議会制度協議会の証言法改正小委員会のときに、衆議院の法制局も、委員会に喚問した証人についてのみ三分の二以上とするにつき合理的な説明が得られるのか、こういうふうな指摘をされておりますように、憲法違反の疑いがある規定である。こういう規定は設けるべきではない。

また、偽証告発を三分の二以上とするので、証人の偽証が明白であっても、三分の一以上が反対すれば告発を免れるということになります。また、多数会派によつて恣意的な告発が可能になるというのであって、党利党略的な告発、不告発が行われることにもなりかねないという点を非常に危惧いたしまして、私どもはこの規定には強く

反対をなすところでありませう。

もう一つは、先ほどから言われました尋問中の撮影の禁止であります。「証人に対する尋問中の録音、中継の報道を法律で全面的に禁止をしよう、そして写真報道を尋問開始前の頭撮りに限定しようとするものであります。」

国会法五十二條、衆議院規則の第七十三條は、報道の任に当たる者で委員長許可を得たものについての傍聴を規定しています。衆議院委員会先例集では、「報道関係者から委員会の撮影、録音、ラジオ及びテレビジョンによる実況中継放送等の申出があるときは、委員長において、これを許可するのが例である」というふうになされておるのです。現に、証人喚問を含めて国会の委員会の審議のテレビ中継が行われてきておるところであります。

こういう国会法や衆議院規則に基づいた慣例を全く無視して、法律でとにかく撮影は全部禁止してしまう。そういうことをするというのは、汚職、疑惑等、証人喚問の生の状況を国民が見よう、非常に注視しておる、そういうときに、疑惑にふたをする政治的意図を持って実際に公開を禁止してしまう、こういうことになっておられます。これは重大な国民の知る権利をじゅうりんするものであり、報道の自由を著しくじゅうりんするものである。私たちは、こういう規定を証人喚問に絡んでつくるというのは全く不当であり、憲法の物差しから見ても許されない重大な問題である、こう考えておりますので、こういう証言法の改正は議会の権威にかけてもやるべきではない。私は強く反対の意見を申し上げます。

○三塚委員長 それでは、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部改正の件につきまして、お手元に配付の自由民主党の村岡兼造君提案の起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○三塚委員長 挙手多数。よつて、そのように決定いたしました。

○三塚委員長 次に、次回の本会議の件についてありますが、次回の本会議は、明十七日木曜日正午から開会することいたします。また、同日午前十一時理事会、午前十一時三十分から委員会を開会いたします。本日は、これにて散会いたします。午後五時二十五分散会

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「出頭」の下に「及び証言」を加え、同条の次に次の四條を加える。

第一条の二 各議院は、疾病その他の理由により証人として議院に出頭することが困難な場合であつて、議案その他の審査又は国政に関する調査のため証言を求めることが特に必要となるときに限り、証人として議院外の指定する場所に出頭すべき旨の要求をし、又は証人としてその現在場所において証言すべき旨の要求をすることが出来る。

前項の場合には、各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会の決定に基づき、その指名する二人以上の議員又は委員(以下「派遣議員等」という。)を派遣し、証人に証言を求めるとする。

第一条の三 各議院は、証人として出頭すべき旨の要求をするときは、出頭すべき日(証人としてその現在場所において証言すべき旨の要求をするときは、証言すべき日)の五日(外国にある者については、十日)前までに、証人に対し

てその旨を通知するものとする。ただし、特別の事情がある場合において証人の同意があるときは、この限りでない。

各議院は、前項の通知をする場合には、具体的に記載された証言を求め事項及び正当の理由がなく出頭しないときは刑罰に処せられる旨(証人としてその現在場所において証言すべき旨の要求をする場合には、正当の理由がなくその要求を拒んだときは刑罰に処せられる旨)を併せて通知するものとする。

各議院は、証人として書類の提出を求めるときは、次に掲げる事項を通知するものとする。

一 第四条第一項に規定する者が刑事訴訟を受ける、又は有罪判決を受けるおそれのあるときは、書類の提出を拒むことができること。

二 第四条第二項本文に規定する者が業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについては、書類の提出を拒むことができること。

三 正当の理由がなく書類を提出しないときは刑罰に処せられること。

第一条の四 証人は、各議院の議長若しくは委員長又は両議院の合同審査会の会長の許可を得て、補佐人を選任することができる。

補佐人は、弁護士のうちから選任するようにするものとする。

補佐人は、証人の求めに応じ、宣誓及び証言の拒絶に関する事項に関し、助言することができる。

第一条の五 証人には、宣誓前に、次に掲げる事項を告げなければならない。

一 第四条第一項に規定する者が刑事訴訟を受け、又は有罪判決を受けるおそれのあるときは、宣誓又は証言を拒むことができること。

二 第四条第二項本文に規定する者が業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについては、宣誓又は証言を拒むことができること。

三 正当の理由がなく宣誓又は証言を拒んだ

ときは刑罰に処せられること。

四 虚偽の陳述をしたときは刑罰に処せられること。

第二条中「各議院の議長若しくは委員長又は両議院の合同審査会の会長が出頭した証人に証言を求めるとき」を「各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会が証人に証言を求めるとき(派遣議員等を派遣して証言を求めるときを含む。)」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 証人は、自己又は次に掲げる者が刑事訴訟を受け、又は有罪判決を受けるおそれのあるときは、宣誓、証言又は書類の提出を拒むことができる。

一 自己の配偶者、三親等内の血族若しくは二親等内の姻族又は自己とこれらの親族関係があつた者

二 自己の後見人、後見監督人又は保佐人とする者

三 自己の後見人、後見監督人又は保佐人とする者

医師、歯科医師、助産婦、看護婦、弁護士(外国法事務弁護士を含む。)、弁理士、公証人、宗教の職にある者又はこれらの職にあつた者は、業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについては、宣誓、証言又は書類の提出を拒むことができ

る。ただし、本人が承諾した場合は、この限りでない。

証人は、宣誓、証言又は書類の提出を拒むときは、その事由を示さなければならない。

第五条第一項中「出頭した証人が公務員」を「証人が公務員(國務大臣、内閣官房副長官及び政務次官以外の国会議員を除く。以下同じ。)」に改め、「國務大臣以外の国会議員を除く。」を削り、同条の次に次の三條を加える。

第五条の二 各議院の議長若しくは委員長又は両議院の合同審査会の会長は、議員又は委員の証人に対する尋問が、証言を求め事項と無関係な尋問、威嚇的又は侮辱的な尋問その他適切で

ない尋問と認めるときは、これを制限すること
ができる。

第五條の三 委員会又は両議院の合同審査会にお
ける証人に対する尋問中の撮影については、こ
れを許可しない。

第五條の四 国は、証人として出頭し、証言し、
若しくは書類を提出し、又は証人として出頭し
ようとし、証言しようとし、若しくは書類を提
出しようとしたことにより、当該証人又はその
配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関
係と同様の事情にある者を含む）、直系血族若
しくは同居の親族が、他人からその身体又は生
命に害を加えられた場合における被害者その他
の者に対し、証人等の被害についての給付に関
する法律（昭和三十三年法律第九九号）の規定
の例により、給付を行う。この場合において、
同法第六條中「政令で定める」とあるのは「両
議院の議長が協議して定めるところによる」と
と、同法第九條第一項中「法務大臣」とあるの
は「各議院の議長」とする。

第七條第一項中「出頭せず」の下に「、現在場
所において証言すべきことの要求を拒み」を加
え、「又は出頭した証人」を「、又は証人」に、「拒
むだ」を「拒んだ」に、「一万円」を「十万円」に
改める。

第八條に次の一項を加える。
委員会又は両議院の合同審査会が前項の規定
により告発するには、出席委員の三分の二以上
の多数による議決を要する。

第八條の次に次の一條を加える。

第九條 証人又はその親族に対し、当該証人の出
頭、証言又は書類の提出に関し、正当の理由が
なくて、面会を強要し、又は威迫する言動をし
た者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金
に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を
経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の議院における証人の
宣誓及び証言等に関する法律の規定は、この法
律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に
出頭及び証言又は書類の提出を求められた証人
に係る議案その他の審査又は国政に関する調査
について適用し、施行日前に出頭又は書類の提
出を求められた証人に係る議案その他の審査又
は国政に関する調査については、なお従前の例
による。

3 施行日前にした行為及び前項の規定により従
前の例によることとされる場合における施行日
以後にした行為に対する罰則の適用について
は、なお従前の例による。

(国会法の一部改正)

4 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の一
部を次のように改正する。

第六條中「参考人の出頭を求めた」を「参
考人が出頭し、又は陳述した」に改める。

（議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関す
る法律の一部改正）

5 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関す
る法律（昭和二十二年法律第八十一号）の一部
を次のように改正する。

第一條中「その院の要求により証人として出
頭した」を「証人として出頭し、又は陳述した」
に改める。

第四條第二項中「各議院に出頭し」を「出頭
し、若しくは陳述し」に改める。

第六條を次のように改める。

第六條 公聴会に出頭した利害関係者又は学識
経験者等、委員会、参議院の調査会又は政治
倫理審査会に出頭した参考人及び証人の補佐
人には、前五條の規定の例により旅費及び日
当を支給する。

理由

議院外においても証人尋問ができることとする
とともに、尋問事項等の通知、補佐人制度の導入、

証言拒絶権等の告知、尋問中の撮影の禁止、証人
等の被害についての給付、偽証罪等の告発要件の
加重及び証人威迫罪の新設により証人の保護を図
り、あわせて証言拒絶権等の規定を整備する等の
必要がある。これが、この法律案を提出する理由
である。

第一類第十七号

議院運営委員会議録第十七号

昭和六十三年十一月十六日

昭和六十三年十一月十九日印刷

昭和六十三年十一月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K